

# 公益社団法人東京青年会議所 2025 年度監事監査報告書

公益社団法人東京青年会議所  
2025 年度理事長 石川 暁 棋 殿  
2026 年度理事長 外川 隆 司 殿

2026 年 2 月 20 日  
公益社団法人東京青年会議所  
2026 年度監事 新井 一 功



2026 年度監事 鈴木 康 彦



2026 年度監事 熊倉 正 彦



私たち監事は、2025 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの事業年度における公益社団法人東京青年会議所の理事の職務執行状況及び財産状況について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条、同施行規則第 16 条、公益社団法人東京青年会議所定款第 18 条に基づき、監査を実施致しました。監査方法及び結果につき以下の通りに報告致します。

## 1. 監査の方法及び内容

- ①業務監査については、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事の職務執行を監査致しました。
- ②会計監査については、公益社団法人東京青年会議所会計に関する規程第 41 条、会計に関する細則第 44 条及び同第 45 条に基づき、会計監査人からの報告及び説明を受け、一般会計並びに特別会計、基金会計の計算書、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、付属明細書及び財産目録(以上を「財務諸表」とする)を監査致しました。

## 2. 監査意見

### ①事業報告等の監査結果

- (1)事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)理事の職務執行については法令及び定款に違反する重大な事実、または著しく不当な事項は無いものと認めます。

### ②財務諸表等の監査結果

- (1)会計監査人による監査の方法及び結果については、重要な点について適正であると認めます。
- (2)財務諸表等は、法人の収支状況及び財産状況を正確に示しているものと認めると同時に収支相償、公益目的事業費率、遊休財産額保有制限について公益社団法人としての財務三基準について充足していることを確認しております。

以上